

豊田市緊急通報システム設置事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、緊急通報システムを設置することにより、在宅のひとり暮らし高齢者及びひとり暮らし重度身体障害者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、生活の安全と不安の解消を図るとともに、地域の支援体制作りを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は次の各号のいずれかの規定により、緊急通報装置（以下「装置」という。）の給付又は貸与を受けた者とする。

- (1) 豊田市高齢者緊急通報装置貸与等事業実施要綱
- (2) 豊田市心身障害者日常生活用具給付等事業実施要綱

(申請)

第3条 この事業を利用しようとする者は、2人以上の協力者の承諾及び民生委員の推薦を得たうえで、豊田市緊急通報システム利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び承諾書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに審査し、利用の可否を決定し、豊田市緊急通報システム利用決定書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第5条 利用者は善良な管理のもとで利用するとともに、本事業の目的以外に使用してはならない。

(届出事項)

第6条 利用者又はその者の親族は、次の各号のいずれかに該当したときは速やかに豊田市緊急通報システム利用変更・資格喪失届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請書に記載した事項に変更があったとき
- (2) 第2条に該当しなくなったとき
- (3) 本事業の利用を辞退するとき
- (4) この要項に違反したとき

(緊急通報受信センター)

第7条 市長は、緊急通報受信センター（以下「センター」という。）を豊田市中消防署に置き、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 常に利用者からの緊急通報の受信に備えること
- (2) 緊急通報を受信した場合は、直ちに消防職員を出動させるとともに、協力者に連絡する等必要な措置を講じること
- (3) 前項による通報を受信したときは、福祉関係機関に連絡すること

(費用負担)

第8条 センターに設置された機器への登録及び機器の保守点検に要する費用は、市の負担とする。

- 2 装置の利用に伴う電話の基本料及び通話料は、利用者の負担とする。
- 3 装置が給付によるものである場合、装置の設置、装置の保守点検及び撤去に要する費用は、利用者の負担とする。
- 4 装置が貸与によるものである場合、装置の設置、装置の保守点検及び撤去に要する費用は、市の負担とする。
- 5 前4項に規定のない費用は、利用者の負担とする。

(協力者の任務)

第9条 利用者の緊急時において、協力者は次の各号に掲げる活動を行わなければならない。

- (1) センターから連絡があったときは、直ちに利用者の状況を確認する
- (2) 利用者に救助等の措置が必要と認められたときは、適切な措置を講ずる
- (3) 前2号の状況をセンター又は福祉関係機関に報告する
- (4) その他本事業の目的達成に必要な活動をする

2 協力者は、本事業実施により知り得た利用者についての情報を他に漏らしてはならない。

(民生委員の任務)

第10条 民生委員は本事業の目的達成のために、利用者及び協力者に必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第11条 緊急通報により訪問した消防署職員、協力者及び民生委員が、利用者の安否を確認するために行った必要かつやむを得ない行為により利用者が受けた損害について、市、協力者及び民生委員はその責めを負わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は平成3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年3月31日以前からの利用者については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 西加茂郡藤岡町、西加茂郡小原村、東加茂郡足助町、東加茂郡下山村、東加茂郡旭町及び東加茂郡稲武町（以下「旧町村」という。）の編入の日前に、旧町村の要綱により利用決定を受けた者（以下「旧町村利用者」という。）は、当要綱の規定に基づく決定を受けた者とみなし、旧町村利用者の取扱いにおいて、対象者、緊急通報受信センター、装置の借受料に係る規定についてはなお従前の例による。また、旧町村の利用者に対して当要綱を適用する場合、第6条の規定中「申請書」とあるのは「旧町村の要綱における利用申請書」と、「第2条」とあるのは「旧町村の要綱における対象者」と読み替え、第8条の規定中「装置が給付によるもの」とあるのは「利用者が所得税課税世帯」と、「装置が貸与によるもの」とあるのは「利用者が所得税非課税世帯」と、「設置、保守点検、撤去」とあるのは「電池交換」と読み替えるものとする。

様式第1号（第3条関係）

豊田市緊急通報システム利用申請書（兼利用者台帳）

年 月 日

豊田市長 様

申請者	住所	豊田市		
	フリガナ			
	氏名	印		男女
	生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日	
かかりつけ医療機関名		住所	()	
		電話	-	
緊急時の連絡先	住所	()		
	フリガナ	電話	-	
	氏名	関係		

<協力者承諾> ※協力者は2人以上とします。

上記の申請者が緊急通報システムを利用するにあたり協力者となることを承諾します。

第一協力者	住所	豊田市		
	フリガナ	電話	-	
	氏名	印	関係	
第二協力者	住所	豊田市		
	フリガナ	電話	-	
	氏名	印	関係	
第三協力者	住所	豊田市		
	フリガナ	電話	-	
	氏名	印	関係	

<民生委員推薦>

上記の者が緊急通報システムを利用することを推薦します。

民生委員

印

様式第2号（第3条関係）

承 諾 書

年 月 日

豊田市長 様

住 所 豊田市

氏 名 印

豊田市緊急通報システムを利用するにあたって、以下の事項について承諾します。

- 1 緊急時において、緊急通報システム利用申請書に記載された私個人に関する情報を必要な範囲で活用すること。
- 2 緊急通報システムによる要請により訪問した消防職員及び協力者並びに民生委員が、必要な範囲において敷地又は住居に立ち入ること。
- 3 上記2により安否を確認するために行った必要かつやむを得ない行為により受けた損害については、豊田市、消防職員、協力者及び民生委員にその責めを負わせない。

様式第3号（第4条関係）

豊 年 月 日
豊 発 第 号

様

豊田市長

豊田市緊急通報システム利用決定書

年 月 日付けで申請のありました豊田市緊急通報システム利用
申請については、下記のとおり決定しました。

記

1 審査結果

- 許可 緊急通報システム開始予定日 平成 年 月 日
- 却下 理由（ ）

2 許可の条件

次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、届けでること。

- (1) 申請書に記載した事項に変更があったとき。
- (2) 転出したとき。
- (3) ひとり暮らしでなくなったとき。
- (4) 病気が回復し、援護の必要がなくなったとき。
- (5) 緊急通報システムの利用の必要がなくなったとき。

